

# 仕事中に発生した腰痛

問 従業員が仕事中に腰を痛めましたが、労災の認定を受けることができ

## 質問に答えます

るでしょうか？

答 このようなお問い合わせを日頃多数頂きます。今回は「腰痛の労災認定」の基本的な考え方をご説明したいと思います。

労災保険においては腰痛を2種類に区分し、それぞれ労災補償の対象と認定するための要件を定めています。労災補償の対象となる腰痛は、医師により療養の必要があると診断されたものに限ります。

### 1、災害性の原因による腰痛

以下の(1)・(2)の要件をどちらも満たすことが必要です。



(1)腰の負傷またはその負傷などによる腰痛で、以下の(1)・(2)の要件をどちらも満たすことが必要です。

(2)腰に作用した力が腰痛を発症させ、または腰痛の既往症・基礎疾患を著しく悪化させたと医学的に認められること。

「災害性の原因による腰痛」とは、重量物運搬中転倒したり、重量物を二人で抱いで運搬している時、一方の肩から荷物

が徐々に作用して発症した腰痛をいい、その発症原因により、以下の(1)・(2)に区分して判断されます。

なお、一般的に言われる「ぎっくり腰」（病名は「急性腰痛症など）は、日常的動作の中で生じるので、たとえ業務中に発症したとしても、労災補償の対象とは認められません。

ただし、発症

「災害性の原因によらない腰痛」とは、日々の業務による腰部への負荷が徐々に作用して発症した腰痛をいい、その発症原因により、以下の(1)・(2)に区分して判断されます。

（1）筋肉等の疲労を原因とした腰痛

以下のような業務に比較的短期間（約3ヶ月以上）従事したことによる筋肉等の疲労を原因として発症した腰痛は、労災補償の対象となります。

（2）約20kg以上又は重量の異なる物品を繰り返し中腰姿勢で取り扱う業務（配電工等、柱上作業など）

間などからみて、仕事が用したことにより生じた腰痛。

「災害性の原因によらない腰痛」とは、日々の業務による腰部への負荷が徐々に作用して発症した腰痛。

間などからみて、仕事が用したことにより生じた腰痛。

（3）長時間立ち上がることができず、同一姿勢を持续して行う業務（長距

離れ相手に突然の出来事により急激な強い力が腰にかかり発症した腰痛。

（4）毎日数時間程度腰にかかる仕事を从事する労働者に発症した腰痛で、作業の状態や作業期

離トラック運転手など)

(4)腰に著しく大きな振動を受ける作業を継続して行う業務（車両系建設用機械の運転など）

(2)骨の変化を原因とした腰痛

以下のような重量物を取り扱う業務に相当長期間（約10年以上）にわたり継続して從事したことによる骨の変化を原因として発症した腰痛は、労災補償の対象となります。

①約30kg以上の重量物を、労働時間の1/3程度以上取り扱う業務。

②約20kg以上の重量物を、労働時間の1/2以上取り扱う業務。

腰痛は、加齢による骨の変化によって発症することが多いため、骨の変化を原因とした腰痛が労災補償の対象と認められるには、その変化が「通常の加齢による骨の変化を明らかに超える場合」に限られます。また、上記(1)に示す業務に約10年以上従事した後に骨の変化を原因とす

る腰痛が生じた場合も労災補償の対象となります。



以上より、仕事中に腰痛が発症し監督署へ問い合わせを行う場合、以下の事項を確認しお問い合わせをいただきますと非常にたすかります。

また、腰痛について労災請求された場合調査対象になりますが、特に下記③については業務量等の調査が必要となります。

①医療機関受診済みの場合は、傷病名の確認をお願いします。

②アクシデント的な出来事（転倒・腰に負荷がかかる）があつた災害性腰痛なのか。

どのような物（通常と同一か否か）をどのように（通常と同一か否か）扱っていたのか。

## 死亡災害のあらまし

愛知労働局

速報による死亡災害のあらましは以下のとおりです。

(令和4年7月2件発生)

| 業種(事業場規模)<br>年齢(経験)被災者職名        | 事故の型<br>起因物              | 災害状況  |
|---------------------------------|--------------------------|---|
| 港湾運送業 (10~29名)<br>50代(31年)玉掛け業者 | ●飛来・落下<br>●玉掛け用具         | 船上からフラットコンテナ(19.8t)にトレーラーシャーシ(16.2t)を積載した荷をクレーンで運搬していたところ、トレーラーシャーシが落下して被災者に激突した。 |
| その他の事業 (9名以下)<br>60代(3年)警備員     | ●交通事故(道路)<br>●乗用車、バス、バイク | 道路上で交通誘導をしていたところ、乗用車にはねられたもの。   |